

宮崎日日新聞「くらしの相談」（令和6年8月8日）掲載

○ 行政不服審査とは

【問】

行政による処分に対して不服がある場合どのような対応ができるのか知りたい。

【回答】

行政による不許可や取消しといった処分に対して不服がある場合、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

行政不服審査は、裁判とは異なり、行政庁が処分の違法性や不当性の判断を行うものであり、審理員による審理手続、行政不服審査会等への諮問等により公平・中立な審理が行われます。費用はかかりません。

ただし、行政に対する一般的な意見、要望については、審査請求をすることはできません。

また、国税など特別の定めがある場合、それぞれの制度に基づいて審査請求をすることができます。

詳しくは、処分を行った関係機関（処分庁）にお問い合わせください。

行政不服審査法に基づく審査請求をする場合は、処分を知った日から3ヶ月以内にしてください。

総務省では、行政不服審査法に基づく審査請求手続、行政手続法の制度の仕組みなどを案内する情報公開・行政手続制度案内所を全国各地に設置しています。

宮崎県内では、宮崎行政監視行政相談センター☎0985(24)3371がこの案内所とされています。